

公 示 日 : 2021 年 11 月 17 日(水)

調達管理番号 : 21a00620

国 名 : ジョージア

担 当 部 署 : 経済開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

調 達 件 名 : ジョージア国ビジネスを志向したモデル農協構築業務 (農協システム開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農協システム開発
- (2) 格付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 1 月中旬から 2022 年 6 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 2.00、国内 0.50、合計 2.50
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 2 日、現地業務 30 日、国内整理 3 日
- ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 30 日、国内整理 3 日

本業務においては計 2 回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次渡航を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。なお、渡航回数の上限は 2 回とします。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2021 年 12 月 8 日(水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年12月21日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 20 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 20 点
 - ③ 語学力 6 点
 - ④ その他学位、資格等 10 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	農協開発に係る各種業務（農業協同組合振興に係る業務経験を有することが望ましい）
対象国・地域又は類似地域	ジョージア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ジョージア国（人口約372万人）では、1991年にソビエト連邦から独立後、集団農業システムの崩壊と市場経済化が進行し、農業セクターにおいても集団農場の解体と農地改革の結果、多数の小規模農家が出現した。

現在、農村における農業以外の就業機会はほとんどなく、農業の就業率は38.15%に上る。一方で、GDPに占める食品など農業関連産業の占める割合は6.3%にとどまっており、当国の農業分野における労働生産性の低さは国際競争力の弱さにつながっている。その最大の要因は土地の細分化であり、非効率な土地利用が生産性の向上や農業の発展を大きく阻害している。また、小規模農家は組織化が進んでおらず、生産技術や法制度等に関する知識が普及していないことに加え、農村レベルでも農機具、倉庫、冷蔵設備、加工施設等の機材やインフラが不足している。

当国政府は農業セクター開発戦略（2015-2020）において、食料安全保障や貧困削減のために農業セクターの競争力強化や生産性向上を重点目標として定め、2013年に農業協同組合開発機構（ACDA）を創設するとともに地方自治体に情報・相談センター（Information and Consulting Center: ICC）を設置し、土地の生産性の向上や開発を推進するため、農業協同組合の設立を促進してきた。その結果、農協の設立数が急速に増加し、一時期は1,000団体を超えたが、一方で農家の加入率は約1.2%と極めて低い状況となっている。その背景として、旧ソ連時代の集団農場の負のイメージや農協の意義・メリットに対する理解の低さに加え、設立された農協が組織的に脆弱であり、組合員に対して農機具・資材等の共同購入や生産物流通、技術指導、営農資金の融資などのサービスが提供できないことが大きな要因となっている。

そこで、当国政府は我が国に対し、日本の農協制度をベースとした農協モデルを構築し、同モデルを全国の農協に普及していくための協力を2018年に要請した。その結果、技術協力案件「ビジネスを志向したモデル農協構築」が実現し、2019年から2021年にかけて短期専門家及び調査団の派遣により当国の農協開発にかかる情報収集、日本の農協制度の紹介等が行われた。また、2019年に当国は2021-2027年の農業・農村開発戦略（Agriculture and Rural Development Strategy of Georgia 2021 – 2027: ARDS）を策定しており、2015-2020年の農業セクター開発戦略と同様に農業の競争力や食品の安全性の向上を目標として掲げている。上記案件ではARDSで示された方針に沿ったアクションプラン案を2020年2月に当国政府に提示し、農家の知識向上のための研修実施や農協法の改正、農作物の販売事業支援等を提案した。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大によりモデル農協の選定等、2020年以降に予定していた活動が一部行えなかった。当国政府が目指している農協モデルの構築・普及のためには、上記案件の取り組みの継続が必要との認識の下、当国は我が国に対し2020年に上記案件の継続案件の要請をした。加えて、2021年4月から5月にかけて行った短期専門家派遣時の調査において、COVID-19対策による予算の削減等により先方政府による農協振興支援のための活動が円滑に進んでいない実態が明らかとなったことから、我が国による協力の継続が必要と判断された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、農村開発庁（RDA）（上記「6.」のACDAとICCが2019年に統合されて設立された組織）をカウンターパート機関（以下「C/P」）とし、ジョージア国の農業セクターや農業組合の現状を把握し、その特性に合わせた農協モデル構築に向けた提言を行うとともに、今後予定されているJICAの農協

開発支援の取り組みに向けた準備に協力することが期待される。

本業務従事者は、2021年4月から5月まで派遣した JICA 短期専門家（「ジョージア国ビジネスを志向したモデル農協構築（農協制度）」業務）が取りまとめた現地業務の結果の更新及び提言内容の履行状況の調査を行い、必要に応じて提言内容の修正や C/P による活動の改善案の検討と助言を行う。また、2022年7月以降、モデル農協に対して運営指導を行う JICA 専門家を派遣する予定であり、これに向けた情報収集とモデル農協の選定が必要となっている。さらに、2021年度に国別研修を実施して我が国の農協システムの経験や知見の共有、農協運営にかかる技術指導をする予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により 2022年度に延期になったことから、今回の短期専門家派遣ではワークショップの開催を通じて知見の共有を行うことが期待される。

具体的な業務内容は以下の通り。

（1）第1次国内準備（2022年1月中旬～1月下旬）

- ① ジョージア政府から提出された要請書や過去の JICA 専門家の業務完了報告書、他ドナー報告書、ジョージア政府作成の関連報告書等を参照し、ジョージア国の農業セクター及び農協の現状と課題を把握する。
- ② JICA 経済開発部及び JICA ジョージア支所と連絡・調整の上、現地業務の内容の整理・計画の策定を行う。ジョージア支所から提案される視察先の候補（モデル農協候補）について確認し、視察先を決定する。
- ③ ワークプラン（第1次現地業務、英文）を作成し、JICA 経済開発部の確認を経て最終化し、JICA ジョージア支所に共有する。

（2）第1次現地業務（2022年2月上旬～3月上旬）

- ① JICA ジョージア支所、C/P にワークプラン（第1次現地業務）を説明し、承認を得る。
- ② RDA 等の関係機関にヒアリングを行い、2021年5月の JICA 専門家による調査の情報（農協に関する法整備の進捗、研修・技術指導の実施状況、農協連合体（第2農協）の設立状況等）を更新する。2021年5月時点では新型コロナウイルスの影響に関する調査が政府によって行われておらず、詳細が把握できなかったことから、新型コロナウイルスの感染拡大が農産物の生産、流通、販売や農協活動に及ぼした影響やインフラ整備等の遅れによる農業セクターへのダメージについても情報収集する。また、新型コロナウイルス対策への支援により農協活動支援の予算が削減されている状況が前回調査で明らかになり、RDA が作成した農協支援のためのアクションプランの活動が遅延していることが懸念されることから、農

協に対する支援の現状・課題についても情報収集をする。

- ③ モデル農協候補を 10 農協程度訪問し、ワークショップとヒアリングを行う。ワークショップでは日本の農協制度や優良事例の紹介を中心に行い、ヒアリングでは農協幹部や組合員に対し、農協の規模、組合員の生産品、経営体制、組合員に提供しているサービス、課題について情報収集する。また、収集した情報を分析し、3 農協程度をモデル農協として選定する。
- ④ C/P と JICA ジョージア支所に視察の結果を報告し、モデル農協の選定案について協議を行う。
- ⑤ 上記②～④の活動内容及び調査結果を基にした提言等をまとめた第 1 次現地業務結果報告書（英文）をとりまとめる。
- ⑥ 上記⑤の報告書を RDA、JICA ジョージア支所に提出するとともに、帰国前報告会にて内容の説明を行う。

(3) 第 1 次国内整理（2022 年 3 月上旬）

- ① 第 1 次現地業務結果報告書（日本語）をまとめ、JICA 経済開発部に提出する。
- ② 帰国報告会に出席し、現地業務の結果を報告するとともに JICA 経済開発部及び JICA ジョージア支所と協議を行い、モデル農協案を決定する。

(4) 第 2 次国内準備（2022 年 4 月中旬～4 月下旬）

- ① JICA 経済開発部及び JICA ジョージア支所と連絡・調整の上、現地業務の内容の整理・計画の策定を行う。
- ② ワークプラン（第 2 次現地業務、英文）を作成し、JICA 経済開発部の確認を経て最終化し、JICA ジョージア支所に共有する。

(5) 第 2 次現地業務（2022 年 5 月上旬～5 月下旬）

- ① JICA ジョージア支所、C/P にワークプラン（第 2 次現地業務）を説明し、選定したモデル農協を含め承認を得る。また、C/P にヒアリングを行い、第 1 次現地業務から活動の進捗があれば調査結果を更新する。
- ② 選定したモデル農協を訪問し、設備や農家の視察、第 1 次現地業務で不足している情報のヒアリングを行う。また、ICC 担当者等、モデル農協の指導・支援体制についても確認する。
- ③ モデル農協でワークショップを行い、調査結果のフィードバックや農協の運営改善に関する提言を共有する。また、モデル農協が取り組むべき課題について参加者と協議する。
- ④ C/P に結果を報告し、モデル農協に対する支援に関して改善の必要性が

あれば提言を行う。

- ⑤ 上記②～④の活動内容及び調査結果及び提言をまとめた第 2 次現地業務結果報告書（英文）をとりまとめる。
- ⑥ 上記⑤の報告書を RDA、JICA ジョージア支所に提出するとともに、帰国前報告会にて内容の説明を行う。

(6) 第 2 次国内整理（2022 年 6 月上旬～6 月中旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出するとともに帰国報告会に出席し、現地業務の結果を報告する。
JICA 経済開発部に対し、2022 年 7 月以降に予定されている農協運営指導の専門家の派遣に向けた提言・助言を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。体裁はいずれも簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。なお、仕様は、コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020 年1月）を参照する。

- (1) 業務ワークプラン（各渡航時）
現地渡航期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA ジョージア支所、C/P 機関へ各 1 部）
- (2) 現地業務結果報告書
各渡航時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。
英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA ジョージア支所、C/P 機関へ各 1 部）
和文 2 部（JICA 経済開発部、JICA ジョージア支所へ各 1 部）
ただし、第 2 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。
- (3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）
2022 年 6 月 15 日(水)までに提出。
現地渡航期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 経済開発部及び JICA ジョージア支所に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドーハ（またはワルシャワ）⇒トビリシ⇒ドーハ（またはワルシャワ）⇒日本を標準とします。これが困難な場合は、日本⇒パリ（またはミュンヘン）⇒トビリシ⇒パリ（またはミュンヘン）⇒日本も可とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の渡航期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：あり（日本語／ジョージア語）

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地渡航開始時におけるC/P機関との初回協議についてのみアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供：RDAに執務スペースを確保する。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8419）にて配付します。

・要請書

・「ジョージア国ビジネスを志向したモデル農協構築（農協制度）」業務完了報告書

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
(2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年
3月31日版)

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ジョージア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上